# 医療法人直志会　就労継続支援Ｂ型 ＭＩＮＡ ＡＭＩＧＯ　運営規程

（事業所の目的）

第１条　障害福祉サービス事業所（以下、「事業所」という）が「障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（以下「法」という。）に基づく就労継続支援Ｂ型　MINA　AMIGO において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、職員が当該事業所の支給決定を受けた利用者（以下「利用者」という）に対し、就労継続支援 B 型としてのサービスを提供することを目的とする。

（事業所の運営方針）

第２条　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第 22 条第 1 号に規定する者に対して就労の機会、就労移行訓練の機会を提供するとともに通所により生産活動その他の活動機会の提供を通じて知識及び能力、意識の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また一般就労、自立した生活に必要な知識、能力、意欲が高まった者は一般就労および障害者就労、または必要な自立生活への移行に向けて支援をする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って障害福祉サービスを提供する。

３　事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に行うものとする。

４　法に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に定める内容ほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所で行う障害福祉サービスの名称及び所在地、内容は、次の通りとする。

１．就労継続支援Ｂ型事業所

（１）名称　　就労継続支援Ｂ型　MINA　AMIGO（ミナ　アミーゴ）

（２）所在地　茨城県久慈郡大子町大字北田気字前山 1142 番地 4

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務するスタッフの職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

１．管理者、サービス管理責任者

（１）管理者　　１名

管理者は、当該指定就労継続支援Ｂ型および指定就労移行支援（以下、「指定障害

福祉サービス）という）の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、スタッフに対し指定障害福祉サービスの規程を遵守させるため必要な指揮命令をおこなう。

（２）サービス管理責任者　１名

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

２．実施担当者

（１）就労継続支援Ｂ型事業所　ＭＩＮＡ　ＡＭＩＧＯ

①職業指導員　　１名

職業指導員は、個別支援計画に基づきサービスの提供にあたる。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

②生活支援員　　２名

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに個別支援計画に基づきサービスの提供にあたる。

③目標工賃達成指導員　２名

目標工賃達成指導員は、事業所の定める目標工賃が達成できるように、利用者の工賃が向上するために必要な支援を行う。

（事業所の営業日及び営業時間）

第５条　各事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

１．就労継続支援Ｂ型　ＭＩＮＡ　ＡＭＩＧＯ

（１）営業日　　週７日

（２）営業時間　8：00　～　17：00 までとする。

（３）サービス提供時間　9：00　～　16：30

利用者は、個別の状況に応じて上記の時間の範囲内で利用をする。

（事業所の利用定員）

第６条　事業所の利用定員は 20 名とする。各事業所の定員は次の通りとする。

（１）就労継続支援Ｂ型　ＭＩＮＡ ＡＭＩＧＯ　　２０名

（主たる対象者）

第７条　事業所における主たる対象とする障害者は精神障害者とする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第８条　事業所は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、指定障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、スタッフの勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者の同意を得るものとする。

（契約支給量の報告等）
第９条　事業所は、指定障害福祉サービスを提供するときは、当該指定障害福祉サービスの内容、支給決定障害者に提供することを契約したサービスの量（以下「契約支給量」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、契約支給量の総量は当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。その他利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告するものとする。

（提供拒否の禁止）
第１０条　事業所は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

（斡旋、調整及び要請に対する協力）
第１１条　事業所は、指定障害福祉サービスの利用について市町村又は指定障害福祉サービス事業所が行う斡旋、調整及び要請並びに都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

（通常の事業の実施地域）
第１２条　通常の実施地域は、久慈郡大子町および常陸太田市、常陸大宮市とする。

（サービス提供困難時の対応）
第１３条　事業所は、指定障害福祉サービス事業所の通常事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービス提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申し込み者に対し自ら適切な指定障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格の確認）
第１４条　事業所は、指定障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

（訓練等給付費の支給の申請に係る援助）
第１５条　事業所は、障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助をおこなうものとする。

（心身の状況等の把握）
第１６条　事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、そ

の置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市町村等に対し利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

（サービス提供の記録）

第１７条　事業所は、指定障害福祉サービスを提供した際は、当該指定障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を、指定障害福祉サービスの提供の都度記録をする。記録に際しては、利用者から指定障害福祉サービスを提供したことについて確認を受ける。

（支給決定障害者から受領する費用及びその額）

第１８条　事業所は、指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から当該障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受ける。

２　事業所は法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスの支給決定障害者から法第２９条第３項の規定により算定された訓練等給付費又は法第３０条第２項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に１００分の９０（法第３１条の規定が適応される場合にあっては、１００分の１００を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

（事業者が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲及びその額）

第１９条　事業者は指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。

（１）　食事代（昼食）

①　食事提供体制加算が算定できない場合　398 円（税込）

②　食事提供体制加算が算定できる場合　　無料

※あらかじめ食事を注文してあり、当日所定の時間までに連絡なく休んだ場合の食事代は実費 398 円（税別）を徴収する。

（２）第 12 条に定める通常の実施区域を超えて行う通院、他事業所や施設、機関利用を職員が同行して行う場合の交通費については、公共交通機関を利用する場合にはその実費分は利用者が負担するものとする。またこの場合、事業所の自動車を利用した場合には次の額を徴収できるものとする。

・事業所から目的地までの往復の距離数、１ｋｍにつき 16 円を実費徴収できる。

・高速道路をはじめとする有料道路を利用することが妥当である場合にはあらかじめ利用者に了承を得た上で利用し、その料金は利用者の負担とする。

（３）その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

（利用者負担額等に係る管理）

第２０条　事業所は、利用者等の依頼を受けて、利用者等が同一の月に指定障害福祉サー

ビスを受けた時は、利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に通知するものとする。

（訓練等給付費の額に係る通知等）

第２１条　事業所は､法定代理受領により市町村から指定障害福祉サービスに係る費用の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者等に係る訓練等給付費の額を通知するものとする。

２　事業所は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第２２条　サービス利用に当っては、次の事項に留意する。

（１）利用者がサービスの利用中に外出する場合は、事前に事業者に届け出るものとする。

（２）利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

（３）利用者は、運営規程、および事業所が定める諸規定および利用上のルールを遵守する。

（４）利用者は利用において、判断に迷う場合はスタッフに相談することとする。

（個別支援計画の作成等）

第２３条　サービス管理責任者は利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし､利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での個別支援計画等の作成をする。

（相談及び援助）

第２４条　事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（訓　練）

第２５条　事業所は、利用者の心身の状況及びその有する能力や利用者の状況に応じ、利用者の就労支援と自立生活支援の充実に資するよう､適切な技術をもって訓練を行うものとする。

（生産活動）

第２６条　事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行う。

２　事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこととする。

３　就労訓練事業において行った生産活動により得られた収益は、生産活動に要した経費を差し引いた分の残金を状況に応じてサービス利用者に対して還元出来るものとする。

（工賃の支払）

第２７条　事業者は、就労継続支援Ｂ型の利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。利用者に支払われる一月あたりの工賃の平均額は３千円を上回る額とする。また工賃の水準を高めるようにする。

２　事業所は、就労継続支援Ｂ型の利用者に対する年度ごとの工賃を、目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに都道府県に報告することとする。

３　就労移行支援の利用者工賃については、障害者総合支援法上、支給義務はないが、就労訓練の観点から、就労継続支援 B 型と同様の作業に参加する場合については、工賃を同等に支給する。ただし、当事業所外の会社に就職するために、当事業所外で仕事をする場合の工賃は支払わない。

（職場実習の実施）

第２８条　事業所は、利用者が個別支援計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保を行う。

２　事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受け入れ先の確保を行う。

（求職活動の支援の実施）

第２９条　事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援を行う。

２　事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適正や要望に応じた職業開拓に行う。

（職場定着のための支援の実施）

第３０条　事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の

支援の継続に行う。

（就職状況の報告）

第３１条　事業所は就労移行支援、就労継続支援Ｂ型利用者のうち前年度に就職した者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告するものとする。

（食　事）

第３２条　事業所は、食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。

２　事業所は、食事の提供に当たり、障害者の身体心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、障害者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

３　事業所は、食事の提供に当たり、栄養士をおかない時は献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けることとする。

（健康管理等）

第３３条　事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、当該指定障害福祉サービス事業所の利用者による健康管理を行うものとする。

２　事業所は、利用者の健康管理に関して、常に利用者の家族との連携を図ることとする。

３　事業所は、利用者の健康診断を実施するとともに、市町村健康診断の受診を促し、推進する。

（非常災害対策）

第３４条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知させることとする。

２　事業所は、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

３　事業所は、非常災害対策として必要な備蓄を行い災害に備える。

（緊急時等における対応方法）

第３５条　事業所の従業者は、現に指定障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（利用者に関する市町村への通知）

第３６条　事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知することとする。

（１）正当な理由なく指定障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
（２）偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

（身体拘束の禁止）
第３７条　事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
2　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
3　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
(1)　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）
(2)　の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
(3)　身体拘束等の適正化のための指針の整備
(4)　従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
※やむを得ない理由とは、
①切迫性（利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）②代理性（身体拘束その他の行動制限を行ううがいに代替する方法がないこと）③一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的であること）

（虐待の防止のための措置）
第３８条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
(1)　虐待防止に関する責任者の選定及び設置を行い、責任者は管理者とする。
(2)　成年後見制度の利用支援
(3)　苦情解決体制の整備
(4)　従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
(5)　虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

（感染症対策に関する事項）
第３９条　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。
(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するととも

に、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（業務継続計画の策定等）

第４０条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（勤務体制の確保等）

第４１条　事業所は、利用者に対し適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、スタッフの勤務の体制を定めて置くものとする。

２　事業所は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（１）採用時研修

（２）継続研修

（３）その他必要とする研修

（定員の遵守）

第４２条　事業所は、利用定員を超えて指定障害福祉サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第４３条　事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正におこなう。

２　事業者は、指定障害福祉サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

３　事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

（協力医療機関等）

第４４条　事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めて置くものとする。

協力医療機関名：　医療法人直志会　袋田病院
住所：　茨城県久慈郡大子町北田気７６番地　　電話：　０２９５－７２－２３７１

（掲示）
第４５条　事業所は、指定障害福祉サービス事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、スタッフの勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持等）
第４６条　事業所のスタッフは、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
２　事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
３　事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）
第４７条　事業所は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行う。
２　事業所が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにする。

（利益供与等の禁止）
第４８条　事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該指定障害福祉サービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
２　事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

（苦情解決）
第４９条　事業所は、その提供した指定障害者福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。
２　事業所は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又は斡旋できる限り協力しなければならない。

（地域との連携）
第５０条　事業所は、事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を行うことで、地域に開かれた事業所活動を行う。

（事故発生時の対応）

第５１条　事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等及び都道府県並びに市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

３　事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、事業所の加入する損害保険の範囲において損害賠償を速やかに行う。

＜加入する損害保険について＞

・日本精神科病院協会社会復帰施設賠償保険（あいおい損保（株））　Ｓ型

（契約の終了事由）

第５２条　利用者または事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

(1)　利用者が死亡した場合

(2)　訓練等給付が必要ないと決定された場合

(3)　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由により施設を閉鎖した場合

(4)　施設の滅失や重大な毀損により、就労支援事業の提供が不可能になった場合

(5)　事業者が就労支援事業所の指定を取消された場合又は指定辞退した場合

(6)　第 51 条もしくは第 52 条に基づき本契約が解約された場合

（利用者からの契約解約）

第５３条　利用者は、20 日以上の予告期間をおいて文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することが出来るものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来るものとします。

(1) 事業者が正当な理由なく就労支援事業を提供しない場合。

(2) 事業者が第 44 条に定める秘密保持義務に違反した場合。

(3) 事業者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応を取らない場合。

（事業者からの契約解除）

第５４条　事業者は、やむを得ない理由がある場合には、20 日以上の予告期間をおいて文書で通知することによりこの契約を解約することができるものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約すること

が出来るものとします。

(1)利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(2) 第６条に基づき利用者が事業者に支払うべき就労移行支援事業の利用料金を３ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払われない場合。

(3)利用者が医療機関に入院し、明らかに３ヶ月以内に退院の見込みがない場合、または入院後３ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

(4)天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用いただくことができなくなった場合。

（会計の区分等）

第５５条　事業所は、指定障害福祉サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

２　事業所は指定障害者福祉サービス事業所の会計・経理について税理士の指導を受けて管理する。

（記録の整備）

第５６条　事業所は、スタッフ、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

２　指定障害者福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害福祉サービスを提供した日から５年間保存する。

（１）　第２３条に規定する障害者福祉サービス個別支援計画

（２）　第１７条に規定する提供したサービス内容の記録

（３）　第３６条に規定する市町村への通知に係る記録

（４）　第３７条に規定する身体拘束等に係る記録

（５）　第４７条に規定する苦情の内容の記録

（６）　第４９条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（利用者の送迎）

第５７条　事業所は、利用者の状況及び通所における交通事情を鑑みて、障害者総合支援法における「送迎加算」の規定により、送迎の地域や範囲を設定して、事業所まで送迎を行うことが出来る。送迎に関する利用者の負担は無料とする。

２　事業所が設定した送迎の地域や範囲外の利用者が、事業所に通所する場合に、自家用の車を利用する場合にガソリン代を支給することが出来る。（16 円/ｋｍ、往復分）

（身元引受人）

第５８条　事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めるものとします。ただし、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。

２．身元引受人は、本契約にもとづき利用者の債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。

３．身元引受人は、次の各号の責任を負うものとします。

（１）利用者の責任により事業者に損害を与えた場合、利用者と連帯し当該損害を賠償すること。

（２）契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入れ先確保に努めること。

（その他）

第５９条　この規程に定めの無いことについては、「自立訓練（生活訓練）事業所アミーゴ荘運営規程」「メンタルサポートステーションきらり運営規程」の内容を準用して、活動の運営にあたることとする。また、いずれにも定めの無い事項に対して問題が生じた場合には社会通念上、妥当と思われる解決方法を利用者、事業所が話し合いの上で解決することとする。

附　則

この規定は、平成２７年１２月１日から施行する。

この規定は、平成２９年１１月１日から改定施行する。（食事代の表記）

この規定は、令和元年 10 月 1 日から改正施行する。（通常の実施区域を超えた支援の交通費について）

この規定は、令和３年１２月１日から改定施行する。（虐待防止委員会の設置、身体拘束の適正化について）

この規定は、令和４年３月３１日から改定施行する。（令和３年度改正に伴う、虐待防止および身体拘束禁止規定の修正、追加）

この規定は、令和６年３月３１日から改定施行する。（令和６年度改正に伴う、感染症対策、業務継続計画規定の追加）

この規定は、令和７年６月１日から改定施行する。（多機能型解消し、就労移行支援、就労定着支援廃止に伴う修正）